

高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金 募集要領

高浜市市民部経済環境グループ

高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金募集要領

1 目的

カーボンニュートラルの推進を図るため、市内事業者向けに、使用エネルギー量の把握をし客観的な視点から削減量の見込みを立て、CO₂排出量削減に係る措置を講じていただくことを目的として、省エネルギー診断受診に係る費用及び省エネルギー設備等導入に係る費用に対し補助金を交付します。

2 対象者

補助対象者	<p>下記事業者が対象となります。</p> <p>(1) 高浜市内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する事業者をいう。以下同じ。）であって、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者</p> <p>ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p> <p>(2) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(3) 暴力団員（高浜市暴力団排除条例（平成24年高浜市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に該当する営業を行っていないこと。</p>
-------	---

3 補助対象事業・提出書類

1. 省エネルギー診断受診事業	
補助対象事業	省エネルギー診断（事業用家屋に対して、エネルギーの使用状況、建築物の構造等の調査及び分析等に基づき、エネルギー管理士等の有資格者が実施する診断で、エネルギー使用の合理化に資する措置を明らかにし、エネルギー及びコストの削減効果を数値で明示した報告書が作成されるものをいう。）を受ける事業
補助対象経費	補助金の交付申請と同一年度に受診する省エネルギー診断に係る委託費並びに有資格者への謝金及び旅費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）。 ただし、国、地方公共団体その他の団体等からこの補助金と同様の目的の補助金の交付決定を受けている場合は、当該補助金相当額を補助対象経費から除くものとする。

高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金募集要領

	<p>なお、補助対象経費が5万円以下の場合、補助対象経費は0となる。 ※補助対象者と代表者が同一又は資本関係がある事業者への発注に係るものを除く。</p>
補助金額	<p>補助率：1／2 限度額：10万円</p>
提出書類	
申請時提出書類	<p>① 補助金交付申請書（様式第1） ② 事業計画書（様式第2） ③ 履歴事項全部証明書、開業届その他営業活動を行っていることが確認できる書類の写し ④ 補助対象事業に要する費用が確認できる書類の写し ⑤ 国、地方公共団体その他の団体等からこの補助金と同様の目的の補助金の交付決定を受けている場合にあっては、当該補助金の交付決定通知書の写し ⑥ 省エネルギー診断を行う有資格者の当該資格を証する書類の写し ⑦ その他市長が必要と認める書類</p>
事業完了時提出書類	<p>① 実績報告書（様式第7） ② 補助事業に要した経費の明細が確認できる領収書等の写し ③ 国、地方公共団体その他の団体等からこの要綱と同様の目的の補助金の交付決定を受けている場合にあっては、当該補助金の補助金額確定通知書の写し ④ 省エネルギー診断の報告書の写し ⑤ その他市長が必要と認める書類</p>
確定通知受領後提出書類	<p>① 補助金交付請求書（様式第9）</p>

2. 省エネルギー設備導入等事業

補助対象事業	<p>省エネルギー診断受診事業（補助金の交付決定を受けたものに限る。）の実施日から3年以内に、省エネルギー設備等（燃料、原材料等の使用量削減に資するエネルギー消費効率の高い設備及びその附帯設備をいう。）を新規に設置し、又は既存の設備及びその附帯設備を改修することにより導入する事業</p>
補助対象経費	<p>省エネルギー設備等の導入に係る調査費及び設計費、設置費及び改修費並びに省エネルギー設備等の運搬費及び既存設備等の撤去処分費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 補助対象者と代表者が同一又は資本関係がある事業者への発注に係る経費 (2) 既存設備等の改修又は撤去を伴わない省エネルギー設備等の導入に係る経費 (3) 省エネルギー診断受診事業に係る事業用家屋以外での省エネルギー設備等の導入に係る経費</p>

高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金募集要領

	<p>(4) 中古品又はリース品の省エネルギー設備等の導入に係る経費 ただし、国、地方公共団体その他の団体等からこの補助金と同様の目的の補助金の交付決定を受けている場合は、当該補助金相当額を補助対象経費から除くものとする。</p> <p>また、補助対象経費が10万円以下の場合、補助対象経費は0となる。 ※補助対象者と代表者が同一又は資本関係がある事業者への発注に係るものを除く。</p>
補助金額	<p>補助率：1/2 限度額：50万円</p>
提出書類	
申請時提出書類	<p>① 補助金交付申請書（様式第1） ② 事業計画書（様式第2） ③ 履歴事項全部証明書、開業届その他営業活動を行っていることが確認できる書類の写し ④ 補助対象事業に要する費用が確認できる書類の写し ⑤ 国、地方公共団体その他の団体等からこの補助金と同様の目的の補助金の交付決定を受けている場合にあっては、当該補助金の交付決定通知書の写し ⑥ 省エネルギー診断受診事業に係る次の書類 （ア）省エネルギー診断の報告書のうち、導入する省エネルギー設備等の種類及び省エネルギー効果等が確認できる書類の写し （イ）高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金交付決定通知書の写し ⑦ 省エネルギー設備等の配置が記載された図面の写し ⑧ 省エネルギー設備等導入事業着手前の現状が確認できる写真 ⑨ その他市長が必要と認める書類</p>
事業完了時提出書類	<p>① 実績報告書（様式第7） ② 補助事業に要した経費の明細が確認できる領収書等の写し ③ 国、地方公共団体その他の団体等からこの要綱と同様の目的の補助金の交付決定を受けている場合にあっては、当該補助金の補助金額確定通知書の写し ④ 導入した省エネルギー設備等の設置状態が確認できる写真 ⑤ 導入した省エネルギー設備等の耐用年数が確認できる書類の写し ⑥ その他市長が必要と認める書類</p>
確定通知受領後提出書類	<p>① 補助金交付請求書（様式第9）</p>

4 留意事項

- ・受付は先着順とし、補助金交付決定額の総額が予算の上限に達したときは、交付申請の受付を終了します。
- ・補助金交付申請書等の必要書類を高浜市役所市民部経済環境グループに直接持参ください。郵送では受付できません。なお、書類に不備がある場合、申請を受け付けすることができません。
- ・申請は1事業者につき各事業1回ずつ限りとなります。
- ・交付申請書等の様式は、高浜市公式ホームページからダウンロードできます。
- ・補助金の申請にあたっては、本募集要領のほか、「高浜市補助金交付規則」及び「高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金交付要綱」をご確認ください。（高浜市公式ホームページでご覧いただけます）
- ・必要に応じて、現地調査を行わせていただく場合があります。
- ・事業終了後に市が行う成果調査等にご協力ください。

【問い合わせ先】

高浜市市民部経済環境グループ

TEL 0566-95-9519（直通）

TEL 0566-52-1111（内線264）



▲市公式ホームページ